

投票環境の改善対策方針（案）に係るパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 案件名 投票環境の改善対策方針（案）について
- (2) 募集期間 令和6年12月2日（月）から12月27日（金）までの26日間
- (3) 意見提出状況 提出意見：1件、提出者：1人、提出方法：書面1件・電子メール0件

2 意見の概要とその意見に対する市選挙管理委員会の考え方

No	意見の概要	回答（市選挙管理委員会の考え方）	修正箇所
1	期日前投票の制度がありますが呼名を投票可能日に変更すると理由を記入しなくてもいいのではないのでしょうか	<p>公明かつ適正な選挙を執行するためには、公職選挙法及び関係法令を遵守することが非常に重要であり、期日前投票については公職選挙法第48条の2の規定に基づき行わなければならないことから、ご意見のように期日前投票の呼名を変更するなどの対応はできません。</p> <p>なお、期日前投票では、あらかじめ宣誓書を記入することとなっており、以前は選挙期日（投票日）当日に投票に行くことができない事由の選択が必要でしたが、令和5年の公職選挙法施行令等の一部改正により、現在の宣誓書は事由の選択が不要となっています。</p>	なし